

新田原訪問看護ステーション 運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人敬愛会が開設する新田原訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行なう介護保険法、老人保健法及び健康保険法に規定されている指定訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めるものとする。

この事業は、ステーションの看護師その他の従事者（以下「看護師等」という。）が、介護保険法における要介護状態又は要支援状態にある者又は疾病、負傷等により、居宅において継続して療養をうける者であって、かかりつけの医師（以下「主治医」という。）が、指定訪問看護の必要を認めた高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

(事業の運営方針)

第2条 事業にあたる看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図ると共に、生活の質の向上を重視した在宅療養生活が継続できるように適切に事業の提供を行なう。

2 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行い、書面により同意の確認を行なう。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業者の名称等)

第3条 事業を行なう事務所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名 称 新田原訪問看護ステーション
2. 所在地 福岡県行橋市大字東徳永339-1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 看護師1名

管理者は、ステーションの従業員の管理及び指定訪問看護の利用の申し込みに係わる調整、主治医との連携・調整、業務実施状況の把握、その他の管理を一元的に行なう。

2. 看護師等 常勤看護師は4名以上（内1名は管理者と兼務）とし、利用者の状況に応じて、看護師（含む非常勤看護師、兼務等）及び理学療法士等（兼務等）を増員する。
看護師等は訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、利用者又はその家族に説明する。
また、指定訪問看護の提供にあたる。

3. 事務職員 1名（常勤職員1名：兼務）

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日

月曜から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月15日及び12月30日から1月3日までを除く。

2. 営業時間

平日：午前8時30分～午後5時30分。土曜日：午前8時30分～午後12時30分

3. 電話等により、24時間常時連絡可能な体制とする。

第6条 ステーションが行なう指定訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- 1 病状・障害の観察
- 2 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3 療養上の世話
- 4 褥創の予防・処置
- 5 リハビリテーション
- 6 ターミナルケア
- 7 認知症患者の看護
- 8 利用者や家族に対する療養生活や看護方法の指導
- 9 カテーテル等の管理
- 10 その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額及び徴収方法等は、つぎのとおりとする。

- 2 介護保険法における要介護者等に指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示）によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割とする。

(※介護報酬告示は事業所の見やすい場所に掲示することとする。)

また、第8条に記述した通常の事業の実施区域を超えて事業を行なう場合は、それに要した交通費を徴収する。

◆営業区域外の方は一律500円/月

- 3 医療保険各法による訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準（訪問看護療養費）によるものとし、基本利用料及びその他の利用料とする。

(1) 基本利用料（1回の訪問看護につき）

(後期高齢者訪問看護療養費)	1割～3割
(訪問看護療養費) 健康保険	2割～3割

(2) その他の利用料

①規定時間（2時間）を超える訪問看護料	30分毎に	1,000円
②営業日以外の訪問看護料	休日・土曜午後	2,000円/日
④日常生活上必要な物品は実費負担とする。		
⑤死後の処置		10,000円/回
⑥1日に複数回訪問看護料		4,500円/回

- 4 前2項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。また、支払に対し、明細を記載した領収書の発行を行なうものとする。
- 5 利用料金については、別紙利用料金表を掲示するものとする。

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、行橋市、みやこ町、築上町

(緊急時における対応方法)

第9条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行なうと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行

なうことにする。

- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第10条 ステーションは、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。また新規採用時は必ず研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 訪問看護等の提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画)

第11条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 ステーションは従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第12条 ステーションは、ステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) ステーションにおいて、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第13条 ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務態勢を整備する。

①採用時研修 採用後3ヶ月以内

②継続研修 随時

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 この規定に定める事項のほか、関係各法令の規定を順守することとする。また、運営に関する重要事項は医療法人敬愛会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

改定	H13. 1. 1	①第7条第3項「(老人訪問看護療養費) 250円→600円」②同交通費の項削除
改定	H14. 11. 1	語句修正、看護婦→看護師
改訂	H15. 10. 1	① 第7条第3項基本料の負担割合変更 注. 定額制から定率制へ変更。従って、600円の項は消滅。 ②同1日複数回訪問看護料の追加
改訂	H18. 1. 10	第8条 通常の実施地域を、町の合併に伴い変更。椎田町、築城町→築上町。
改訂	H18. 4. 1	第8条 通常の実施地域を、町の合併に伴い変更。豊津町、勝山町、犀川町→みやこ町。
改訂	H19. 8. 1	第4条 員数を4人の固定人数から、4人以上とし、随時柔軟に対応できるようにした。 第4条 土曜日の営業時間を午前中の、半日に変更。
改訂	H25. 4. 1	第8条 通常の実施地域を、実態に合わせ、行橋市、みやこ町、築上町とした。
改訂	R1. 5. 1	第7条 利用料 1割→1割～3割 営業区域外交通費 一律500円に変更
追加	R6. 4. 1	第7条 死後の処置 7,300円 → 10,000円 第10条 虐待防止に関する事項 追加 第11条 業務継続計画 追加 第12条 衛生管理等 追加